長崎ディスクドッグ倶楽部会則

（名　称）
第１条　　この倶楽部は、長崎ディスクドッグ倶楽部（以下「倶楽部」）と称する。
（組　織）
第２条　　倶楽部は、犬をこよなく愛する愛犬家とパートナーである犬、及び
その家族をもって組織する。
（目　的）
第３条　　倶楽部は、ディスク競技を通じて愛犬とのコミュニケーションの向上を図る
とともに会員相互の親睦を深め、人や環境に迷惑を及ぼさないようなモラル
を確立し、社会における愛犬の地位向上に努めることを目的とする。
（活　動）
第４条　　倶楽部は、次の活動を行う。
1　　月１回程度の定期練習会
2　　親睦会及び他県クラブとの競技会等
3　　その他倶楽部の目的を達するに必要な事
（倶楽部への加入）
第５条　　倶楽部に加入しようとする者は、会長に加入の意志を報告し、会員名簿に登
録された時から会員となる。
（倶楽部の退会）
第６条　　倶楽部を退会しようとする者は、会長に退会の意志を報告し、会員名簿から抹消
された時から会員でなくなる。
（役　員）
第７条　　倶楽部に次の役員を置く。
１　会　長　　１人　　３　会計　１人
２　副会長　　１人
（役員の任期）
第８条　　役員の任期は１年とする。但し再任を妨げない。
（役員の職務）
第９条　　役員の職務は次の通りとする。
１　会長は倶楽部を主宰する。
２　副会長は会長を補佐し、会長不在の場合その職務を代行する。
３　会計は倶楽部の出納事務を担当する。
（会員心得）
第１０条　倶楽部会員は次の事を遵守するものとする。
１　練習会・競技会等に参加させる愛犬は、狂犬病予防注射及び伝染病等
ワクチン済みである事。

２　会員は、必要競技以外では愛犬を繋いでおくか、ケージに入れて管理する事。

３　会員は、練習会・競技会等において発生した自己の器物及び愛犬の事故・トラブル等に関しては、全ての責任を負う事。

４　会員は、第４条に定める倶楽部主催の活動において、その終了後清掃を遂行する事。

５　同条第１号から第４号までの会員心得を遵守しない会員について、会長はこれを退会させることができる。

（会計年度）

第１１条　倶楽部の会計年度は、毎年１月１日から１２月３１日迄とする。

（経　費）

第１２条　倶楽部の経費は、会費・寄付金・その他収入をもってこれに充てる。

（会費及び納付方法）

第１３条　前条に定める会費は年５，０００円とし、その納付方法は会計年度の１月３１日迄に倶楽部口座に振り込むか、又は倶楽部に直接納付するものとする。ただし、年中途入会者の１年目の会費についてはこの限りではない。

（その他）

第１４条　この会則に定めるものの他、倶楽部の運営等に関し必要な事項は、役員会あるいは倶楽部全体に於いて協議する事とする。

付　則

１　この会則は、２００１年1月１日から施行する。

２　この会則の施行前の会員は、この会則による会員とみなす。